

## 特別支援教育就学奨励事業実施要綱

平成28年3月24日  
教育庁財務福利課

### (趣旨)

第1条 県は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校、県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程（以下「特別支援学校等」という。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、予算で定めるところにより、児童等の保護者等に対し特別支援学校等への就学のため必要な経費（以下「就学奨励費」という。）を支弁するものとし、その支弁については、この要綱に定めるところによる。

### (対象者)

第2条 支弁の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する児童等の保護者等とする。

- (1) 宮崎県立の特別支援学校に就学する者
- (2) 宮崎県立の中学校又は中等教育学校前期課程の通常の学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者
- (3) 宮崎県立の中学校又は中等教育学校前期課程の特別支援学級に就学する者

### (対象経費及び支弁額)

第3条 県が支弁する額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第2条の各号に掲げる区分（以下「支弁区分」という。）に応じ、児童等の保護者等が負担する経費の全部又は一部とする。

2 前項の規定により支弁される就学奨励費の対象経費及びそれについての限度額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）に定めるもののほか、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文科大臣裁定）に定めるとおりとする。

### (保護者等が提出すべき書類)

第4条 就学奨励費の支弁を受けようとする児童等の保護者等は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式1。以下「収入額・需要額調書」という。）に同一生計世帯員全員の所得金額及び所得控除額を証明する書類（以下「所得金額等証明書」という。）を添え、校長を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同意書兼マイナンバー貼付用台紙（別記様式2）を添えて収入額・需要額調書を提出する場合は、所得金額等証明書の提出を要しない。

3 児童等の保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に該当する場合は、所得金額等証明書に代えて、それを証明する書類を提出しなければならない。

4 児童等の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、収入額・需要額調書の

提出をそれぞれが確認できる書類に代えることができる。

- (1) 世帯の状況が施行令第2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の全部の支弁を辞退する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者

（支弁区分の決定）

第5条 県教育委員会は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、その旨を児童等の保護者等に通知する。

（支給方法）

第6条 就学奨励費の支給方法は、法第3条に定めるとおりとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

# 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

No.

保護者等氏名  シヤチハタは不可		〒 TEL 現住所 (旧住所 )		児童・生徒氏名		宮崎県立 学校 学部 学年		都道府県の地区区分 IV 地域の級地区分 2-1 3-1 3-2		学校長認印					
世帯の収入状況		世帯の状況 平成 年 12月 31日現在						需 要 額 等							
		氏 名		個人番号		続柄	生 年 月 日	在学学校名・学年 (特別支援学級通学等の有無)		教育扶助基準		生活扶助基準			
所得 控 除 前 の	総所得金額	円	(児童生徒本人)			本人	年 月 日	(有・無)	円	円	円	円	円	f (基準額)	
	退職所得金額						年 月 日	(有・無)						円	
	山林所得金額						年 月 日	(有・無)						g (地区別冬季加算額)	
	計	A					年 月 日	(有・無)						円	
所得 控 除	社会保険料						年 月 日	(有・無)						h 住宅扶助基準	
	生命保険料						年 月 日	(有・無)						円	
	地震保険料						年 月 日	(有・無)						i 需要額 (a~hの合計)	
	計	B					年 月 日	(有・無)						円	
所得額 (A-B)		C					年 月 日	(有・無)						収入額 需要額	
所得月額 (C×1/12)		D					年 月 日	(有・無)						F i =	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E					年 月 日	(有・無)							
収入額 (D-E)		F	合 計							a	b	c	d	e	
通 学 費 明 細	(通学費を要した者ごとに記入すること) 年 額 月 額		就学奨励費 受給辞退申出		私は上記児童・生徒にかかる特別支援教育就学奨励費の受給を全部・一部辞退します。 平成 年 月 日 学校長殿 保護者等氏名							支弁区分 <input type="checkbox"/> I段階 (令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階 ( " 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階 ( " 第3号該当)			
			生活保護 受給証明		上記世帯は、生活保護法による被保護世帯であることを証明します。 平成 年 月 日 福祉事務所長							特記事項 辞退 (全部・一部) 生活保護 措置費生			

※太枠の枠内のみ記入して下さい。

※収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) 第23条及び第24条に基づく事務に限り使用します。

宮崎県教育委員会 殿

平成 年 月 日

### 同意書兼マイナンバー貼付用台紙

特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定並びに要保護及び準要保護児童生徒の認定のため、下記の者のマイナンバーを提出します。

つきましては、下記の者は住所に係る市町村が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年 12 月 12 日内閣府・総務省令第 7 号）第 23 条及び第 24 条に基づく事務手続を処理するために限って、平成 年度以降の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

学校名：	学部：	学年：	児童 生徒名：
------	-----	-----	------------

同意者	(フリガナ) 氏名		<p align="center"><b>個人番号カード、又は個人番号通知カード 写し添付欄</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p align="center">個人番号カードの場合、裏面の コピーを貼り付けてください。</p> <p align="center">※ 顔写真がなく、 個人番号が記載されている面</p> </div>
	申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
	住所	※申請書等と住所が異なる場合は記入してください。	
個人番号カード、又は個人番号通知カードの代わりに個人番号付き住民票(の写し)を添付しています。(カード貼付時、この枠に重なっても問題ありません。)			<input type="checkbox"/>

同意者	(フリガナ) 氏名		<p align="center"><b>個人番号カード、又は個人番号通知カード 写し添付欄</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p align="center">個人番号カードの場合、裏面の コピーを貼り付けてください。</p> <p align="center">※ 顔写真がなく、 個人番号が記載されている面</p> </div>
	申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
	住所	※申請書等と住所が異なる場合は記入してください。	
個人番号カード、又は個人番号通知カードの代わりに個人番号付き住民票(の写し)を添付しています。(カード貼付時、この枠に重なっても問題ありません。)			<input type="checkbox"/>

#### 留意事項

- 1 原則として、同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、原則として本人からの委任状をとること。
- 3 宮崎県立特別支援学校に兄弟姉妹が在籍しており、先に本書を提出している場合は複写有効であること。
- 4 個人番号カード又は個人番号通知カードがない場合、個人番号付き住民票(写しも可)を提出すること。
- 5 該当する児童生徒が卒業等により学校に在籍しなくなった場合、本書は無効となる。

同意者	(フリガナ) 氏名		個人番号カード、又は個人番号通知カード 写し添付欄
	申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
	住所	※申請書等と住所が異なる場合は記入してください。	
			個人番号カードの場合、裏面の コピーを貼り付けてください。  ※ 顔写真がなく、 個人番号が記載されている面
			個人番号カード、又は個人番号通知カードの代わりに 個人番号付き住民票(の写し)を添付しています。 (カード貼付時、この枠に重なっても問題ありません。)

同意者	(フリガナ) 氏名		個人番号カード、又は個人番号通知カード 写し添付欄
	申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
	住所	※申請書等と住所が異なる場合は記入してください。	
			個人番号カードの場合、裏面の コピーを貼り付けてください。  ※ 顔写真がなく、 個人番号が記載されている面
			個人番号カード、又は個人番号通知カードの代わりに 個人番号付き住民票(の写し)を添付しています。 (カード貼付時、この枠に重なっても問題ありません。)

同意者	(フリガナ) 氏名		個人番号カード、又は個人番号通知カード 写し添付欄
	申請者との続柄		
	生年月日	年 月 日	
	住所	※申請書等と住所が異なる場合は記入してください。	
			個人番号カードの場合、裏面の コピーを貼り付けてください。  ※ 顔写真がなく、 個人番号が記載されている面
			個人番号カード、又は個人番号通知カードの代わりに 個人番号付き住民票(の写し)を添付しています。 (カード貼付時、この枠に重なっても問題ありません。)

留意事項

- 1 原則として、同意する者が自ら署名を行うこと。
- 2 代理人が同意書に署名する場合、原則として本人からの委任状をとること。
- 3 宮崎県立特別支援学校に兄弟姉妹が在籍しており、先に本書を提出している場合は複写有効であること。
- 4 個人番号カード又は個人番号通知カードがない場合、個人番号付き住民票(写しも可)を提出すること。
- 5 該当する児童生徒が卒業等により学校に在籍しなくなった場合、本書は無効となる。